

- 「済」は平成28年中に納付された月を示しています。
- 11月分保険料(口座振替の早期の方は12月分保険料)は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

平成28分社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 平成29年2月発送用(裏面)

お問い合わせは
『ねんきん加入者ダイヤル』へ



0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合は 03-6630-2525
(平成28年11月1日から平成29年3月15日まで)

<受付時間>

月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:00～午後5:00

* 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用
いただけません。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合
は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけま
す。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおか
けになる場合は通常の通話料金がかかります。

○「03-6630-2525」の番号におかけになる場合は、通常
の通話料金がかかります。

○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間
違い電話になっているケースが発生していますので、おか
け間違いにはご注意ください。

日本年金機構ホームページにおいて、「控除証明書」等の詳細
な説明を掲載していますのでご参照ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>

「ご案内は内側にあります。」

矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。

(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください。)

保険料納付は、口座振替が便利でお得！
— 便利・お得・安心な口座振替をおすすめします —

安心 自動引落で納め忘れの心配がありません
簡単 1度の手続でOK 手数料もかかりません
便利 金融機関等に行く手間と時間が省けます
お得 早割・前納を利用してお得な割引

- 口座振替なら、早割が利用できます。
・早割(当月保険料の当月末引落)は、毎月の保険料が
50円割引となります。(*)

- 口座振替による前納は、もっとお得です。
・保険料を前納されると割引があります。(*)
現金納付による1年度分の前納は 3,460 円の割引
(1年度分の保険料額 195,120 円が 191,660 円へ)
口座振替による1年度分の前納は 4,090 円の割引
(1年度分の保険料額 195,120 円が 191,030 円へ)
口座振替による2年度分の前納は 15,690 円の割引
(2年度分の保険料額 393,000 円が 377,310 円へ)

口座振替による前納のお申し込みは、2月末日が締め
切りです。お早めにお申し込みください。

- 口座振替のお申し込みは年金事務所等です。
・口座振替は、お近くの年金事務所または口座をお持ちの
金融機関でお申し込みができます。
詳細については、年金事務所までお問い合わせください。

(*) 上記の割引額・前納保険料額等は、平成28年度の金額となりま
す。平成29年度の前納保険料額等については、平成29年2月
下旬に告示される予定です。

1701 1031 007

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について

- 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。
・国民年金保険料は、所得税および住民税等の申告において全額が
社会保険料控除の対象です。
- ご家族の保険料も控除の対象となります。
・世帯主が、世帯(家族)の国民年金保険料を連帯納付義務者として
納付された場合も申告することができます。
- 申告の際は納付を証明する書類が必要です。
・国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けるには、
申告書の提出の際に、保険料を納付されたことを証明する書類
(本証明書または領収証書)の添付等が義務付けられています。

※平成29年1月1日以降に納付された保険料は、この控除
証明書ではなく、翌年分の控除対象となります。

◆◆2年前納(現金・クレジットカード納付)が始まります!◆◆

平成29年4月より、口座振替に加えて現金・クレジットカード納
付についても、割引額の大きな2年前納をご利用いただけるよう
になります。
詳しくは左記のホームページをご覧ください。

◆◆後納制度をご利用ください!◆◆

平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5
年間の保険料を納めることができる後納制度をご利用いただけま
す。過去5年間に納め忘れの保険料があるときは、後納制度をお
申し込みください。
詳しくは左記のホームページをご覧ください。